

## ヨーロッパ刑事法の動向

末 道 康 之

### I はじめに

ヨーロッパでは政治的・経済的統合が進められており、さらに中東欧諸国のヨーロッパ連合加盟が認められ、今後益々ヨーロッパ連合は拡大される方向にある。法的統合もあらゆる分野で進みつつあるが、国家主権と深く結びついている刑事法の分野においても例外ではない。ヨーロッパの市場統合が進むにつれて、拡大する市場を舞台とする組織的経済犯罪は増加し、このような組織的経済犯罪にいかにも有効かつ効果的に対処するかという問題は、ヨーロッパ共同体の財政的利益を保護するためにも必要不可欠であることが改めて認識されることになった。従来の方法では、組織的な経済犯罪対策としては限界があることが明らかになった。そこで、ヨーロッパ議会、ヨーロッパ委員会が中心となって、デルマス・マルティ教授を中心とする専門家グループに委任し、ヨーロッパ共同体の財政的利益を保護するための刑事法規定が立案され、1997年にコルプス・ユリス第1案が公刊された。ヨーロッパ連合構成国は第1案をたたき台として、それぞれの内国刑事法とコルプス・ユリスとの関係が議論され、その意見を集約して、2000年に第2案が公刊された。その後、2001年12月11日にはヨーロッパ委員会によって共同体の財政的利益の刑法的保護とヨーロッパ検察官創設に関する白書が提出された。

コルプス・ユリスはヨーロッパ共同体の財政的利益を保護するという限定された分野における統一刑法典のひとつのモデルではあるが、刑事司法全体としてのヨーロッパにおける警察及び刑事司法に関する協力の問題は、ヨーロッパ連合条約第6編において規定されている。その目的は、ヨーロッパ市民に「自由で、安全で、公正な」領域を提供することにあるが、その目的を達成するための方策として、連合条約29条では「必要があれば、構成国の刑罰法規の接近を図る」ことが規定され、29条で対策をとるべき犯罪としてあげられているのは、人種差別、組織犯罪、テロ行為、人身売買、児童に対する犯罪、薬物取引、武器取引、汚職、不正行為・詐欺である。また、刑事

司法協力に関する共同行動を規定した連合条約 31 条 1 項 e では、「組織的犯罪、テロ行為及び麻薬取引の分野において、犯罪構成要素と適用されるべき刑事制裁に関して最小限の規則を定める措置を徐々に採択する」ことが明記されている。

現在、ヨーロッパ連合においては、立法の調和は2つの基本的な原則に従って進められている。第1の原則は、制度的な観点からの構成国間での協力である。第2の原則は、実質的な観点からの、内国刑事立法の接近である。ヨーロッパ連合において刑事司法の問題が正面から取り上げられるようになったのは、比較的最近のことである。刑事司法においては、構成国の主権との抵触が正面から問題となることから、経済的統合と比較すれば構成国の権限に委ねられていた部分が多かったが、連合条約（アムステルダム条約、その後ニース条約により改正）42条によって共同体刑法の概念が再構成されることになった。すなわち、ヨーロッパ委員会または構成国の発議に基づき、理事会は、ヨーロッパ議会と協議の後、連合条約 29 条で対象とされた一定の分野が共同化されることを決定することができるようになった。刑事司法においては、構成国の権限が広く認められていることは事実であるが、それでも犯罪のヨーロッパ化の動きと対応して刑事法の調和を図ることが必要不可欠の状態になっていることも事実である。一構成国内での対策のみでは、広域化する犯罪に対応することができなくなっている。連合条約はこのような状況を踏まえて、構成国の内国刑事法の接近を図る意思を表明したと考えられ、構成国の内国刑事法の調和はヨーロッパ連合の目標となったのである。立法の調和という手段は、ヨーロッパ憲法条約においても取り入れられている。

このように、刑事法の統一という動きがある一方で、立法の調和によって刑事司法の統合を進めるという方策も採られている。本報告では、立法の調和の観点、特に刑事実体法の調和を中心として、ヨーロッパ刑事法の動向について分析したいと考える。

## II 刑事実体法の動向

### 1 コルプス・ユリスの実体法規定（第2案）

コルプス・ユリス第2案では、刑事実体法に関する規定が1条から17条まで設けられている。1条・ヨーロッパ共同体予算に対する詐欺及び詐欺類似行為、2条・競売入札妨害、3条・資金洗浄・盗品関与、4条・犯罪組織の結成、5条・贈収賄、6条・横領、7条・職務権限の濫用、8条・職務上の秘密侵害、9条・主観的要件、10条・錯誤、11条・個人行為責任、11条の2・未遂、12条・企業主の刑事責任、13条・団体の刑事責任、14条・刑罰と処分、15条・刑罰の範囲、16条・刑の加重事由と軽減事由、17条・犯罪の競合、である。コルプス・ユリスはヨーロッパ共同体の財政的利益を刑法的に保護するために設けられた法典であり、経済的犯罪に限定することによって、

統一を図ろうとしたものである。これは統一刑法典のひとつのモデルではあるが、あらゆる分野を網羅したような統一刑法典を実現させるにはかなりの時間と困難が予想されるため、現実的な対応としては、刑罰法規を調和させるという手段をとることになるだろう。

## 2 刑事実体法の調和

### A アムステルダム条約・ニース条約以前における立法の調和

アムステルダム条約やニース条約以前にも、刑事実体法の調和は進められてきた。共同体の利益に対する不正行為・詐欺については、ヨーロッパ共同体設立条約 280 条を基礎として、1995 年 7 月 26 日の共同体の財政的利益保護に関する協定（条約）及び 1997 年 7 月 19 日の議定書、共同体の財政的利益の刑罰的保護に関するヨーロッパ議会の指令提案が存在する。また、ウィーン活動計画及びタンペレでの閣僚会議決議に基づき、経済犯罪の分野では、資金洗浄については、2001 年 6 月 26 日の理事会枠組決定があり、贈収賄については、1996 年 9 月 27 日のヨーロッパ共同体の財政的利益保護に関する議定書、1997 年 5 月 26 日の共同体職員または連合構成国公務員が関与する贈収賄対策に関するブリュッセル条約、私企業における贈収賄に関する 1998 年 12 月 22 日の共同行動、2002 年 6 月 13 日の私企業における贈収賄対策に関する枠組決定案がある。ユーロの偽造については、ユーロ流通のための通貨偽造対策に関する 2000 年 5 月 29 日の理事会枠組決定（その後 2001 年 12 月 6 日の枠組決定により修正された）がある。現金支払い以外の支払手段に関する詐欺・不正行為及び偽造対策については 2001 年 5 月 28 日の枠組決定がある。環境犯罪については、刑法による環境の保護に関する枠組決定案、2001 年 3 月 15 日の刑法による環境の保護に関するヨーロッパ議会及び理事会の指令提案がある。進展する技術を使った犯罪対策としては、2002 年 4 月 19 日の情報システムを対象とした攻撃に関する理事会枠組決定提案がある。

### B アムステルダム条約・ニース条約に基づく刑事実体法の調和

刑事司法の調和には様々な目的があると考えられる。第一に、構成国間において警察及び刑事司法の協力を容易にすることである。犯罪の共通定義が存在すれば、二重処罰の禁止原則が処罰の障害となることもなくなる。第二に、犯罪行為者が罪を逃れるために他の構成国に逃亡することを妨げることが可能となる。第三に、構成国の刑事立法を接近させることは、ヨーロッパレベルでの現実的な刑事政策の立案に貢献することにもなる。

それでは、刑事司法の調和の手段としての「接近 (rapprochement)」はどのような分野において可能であるのか。連合条約 31 条 1 項 e には、「接近」の対象は、組織犯罪、テロ犯罪、薬物犯罪の領域における犯罪と刑罰に及ぶことが明示されている。一

方で、連合条約 29 条の文言からは、31 条で列挙された領域はあくまで例示であって、それ以外の分野にも適用可能であるという解釈もまた可能であるといわれている。

「接近」が適用される範囲は、複数の枠組決定に見られるように、刑法総論の基本概念（未遂、共犯、刑事責任等）や刑事手続法にも及んでいる。29 条では広範囲にわたって刑事立法の調和を進めることができるように理解できるが、31 条ではその範囲はかなり限定されており、刑事実体法の「調和」はどの範囲で可能なのかについては、「調和」が適用される領域の限界はどこにあるのかについても検討されることになるであろう。

このような刑事司法の調和を実現する手段としては、連合条約 34 条 2 項 b に定められた「枠組決定 (décision-cadre)」を用いることが多い。理事会は、構成国の法律及び命令を接近させるために枠組決定を採択することができる。枠組決定は、達成されるべき結果については構成国を拘束するが、目的達成の形式・方法については構成国機関の権限に委ねられている。また、「指令 (directive)」とは異なり枠組決定は直接効果を生ぜしめるものではない。枠組決定は、それが各構成国の内国法に移入された後でのみ適用可能となる。但し、構成国は達成されるべき結果については裁量の余地はないが、国内法への移入の期限内において義務を遵守する方法については裁量が認められている。枠組決定の法的性格については、直接効果を生じない点を除けば、共同体指令と類似しており、指令と条約 (traité)・協定 (convention) との間に位置すると考えられる。

ヨーロッパ連合条約 29 条では組織犯罪、テロ犯罪、麻薬犯罪等の一定の分野においては、調和を認めることが明記されており、タンペレでの理事会においても、「内国刑法については、共通の定義、犯罪行為及び刑事制裁に関する合意を見出すための努力は、まず特に重要な限定された一定の分野を対象とするべきである」という結論が出されている。アムステルダム条約によって導入された枠組決定を利用して、限定された分野においてヨーロッパ連合の共通政策を強化し、立法の欠点を埋めることができるようになった。それでは、どのような分野において立法の調和が認められるのかについては、現在のところ、組織犯罪（不法入国・滞在の幫助、人身売買、児童の性的虐待・児童ポルノ等）、テロ犯罪、麻薬犯罪があげられる。

#### (1) 組織的犯罪

##### a 不法入国・滞在の幫助

ヨーロッパにおける不法入国・滞在幫助の処罰については、シェンゲン実施協定 27 条 1 項で、条約締結国の外国人の入国・滞在に関する法律に違反して、営利目的で不法入国・滞在を幫助しまたは幫助することを企てる行為を処罰するために、条約締結国は適切な措置をとることが義務づけられている。また、人を通過させる者及びその

他の取引者への対策は、人身売買と子供の性的虐待に関する1997年2月24日に採択された共同行動を通して新たに問題とされ、構成国は、ある種の行為—すなわち、人身売買とは、性的虐待及び性的奉仕をさせる目的で、構成国の領域に入国させ、通過させ、滞在させまたは出国させることを幫助する行為と定義される—を犯罪とし、司法協力を容易にすることを受諾した。

この点については、1999年10月に開催されたタンペレでの理事会においても組織的犯罪及び特に不法入国組織対策をヨーロッパ連合の優先的政策とすることが確認され、不法移民対策特に組織的に人身売買及び移民者を経済的に虐待する行為を重大犯罪として処罰するための立法措置をとることを決定し、2000年末までに委員会の提案に基づき処罰規定を採択することが決定された。2000年6月に起きたフランスのドーブルでの悲惨な不法移民死亡事件を契機として、不法入国対策の必要性が改めて緊急の課題となった。以上の経緯に基づき、当該犯罪を定義した指令と当該犯罪を処罰するための刑事的枠組を強化することを目的とした枠組決定が2002年12月19日の理事会で正式に採択された。各構成国は2004年12月5日までに指令と枠組決定の規定に従って必要な措置をとらなければならない。

不法入国・滞在の幫助については、前述した指令と枠組決定において規定されている。

処罰の対象とされている行為については、まず、指令1条は2種類の行為をとりあげ、それぞれ構成国の内国刑法によって処罰されなければならないとする。

- ① 外国人の入国または通過に関する構成国の立法に違反して、構成国の国民ではない者を構成国の領域内に侵入させることまたは通過させることを故意に幫助すること（1項(a)）。
- ② 外国人の滞在に関する立法に違反して、営利の目的で、構成国の国民ではない者を構成国の領域内に滞在させることを故意に幫助すること（1項(b)）。

この2種類の行為の定義は非常に拡大されているといわれている。①の不法入国・通過の幫助については、それが営利目的のために実行されたのか、人道目的のためなのかを区別していない（シェンゲン実施協定27条では営利目的が必要とされていた）。このように営利目的か人道目的かを区別しないことになった背景には、営利目的の立証という問題を避けたいというフランスの立場が反映されている。このような立法については、現実的に、不法入国組織に対する効果的な対策を考えれば、営利の目的か否かという目的の限定は不要であるとするのが合理的であり、不法入国者から証言を求めても、家族に対する制裁を恐れて、証言をせず黙秘するケースが多いので、実務的な観点からも承認されると考えることができるであろう。但し、②の行為（外国人の不法滞在幫助）については、営利目的に限定されているが、この点については、①の犯罪行為と②の犯罪行為との間の整合性を欠くという批判が加えられている。なお、

シェンゲン条約及び国連議定書では営利目的に限定していることの是非については検討する必要がある。営利目的での不法入国・通過幫助に限り処罰とする立場は、不法入国組織による場合と人道目的による場合とを区別し、前者のみを処罰の対象とすることから、不法入国幫助の処罰が一般化されることには反対の立場をとっていた。しかし、この当時議長国であったフランスは、営利目的という限定を削除し、犯罪処罰を一般化する立場を支持した。①の犯罪行為に営利目的という限定を加えなかった点については、ヨーロッパ議会で批判されたが、②の犯罪行為が営利目的を要求していることで、この批判をかわすことにもなった。したがって、人道目的のために不法滞在を幫助する行為は不可罰ということになる。営利目的の不法滞在幫助罪のモデルは、ベルギーの外国人の入国滞在に関する 1980 年 12 月 15 日法 77 条 1 項である。ただ、ベルギー法では、主として人道目的であれば不法滞在幫助は不可罰（77 条 2 項）となり、指令よりも不可罰の範囲が広いと評価できるであろう。

指令 2 条は、1 条所定の犯罪の教唆犯(a)、1 条 1 項所定の犯罪の幫助犯(b)及び未遂(c)を処罰する。

指令 3 条は、1 条及び 2 条所定の犯罪が効果的で、均衡のとれた、抑止力のある制裁の対象となるために必要な措置をとることを各構成国に求めている。

## b 人身売買

人身売買はヨーロッパの組織的犯罪の中でも重要な位置を占める犯罪であり、国際的なレベルでも、国連条約では人身売買と移民の取引とは区別されて処罰の対象とされてきたが、最近では、女性や子供の人身売買を禁止する議定書や不法移民の取引を禁止する議定書などで対策が講じられている。ヨーロッパレベルでは、前述した 1997 年 2 月 24 日の共同行動が採択されてから、質的・量的にも対策が進んだ。国際的なレベルでも、国家の枠を超えた組織犯罪対策に関する国連条約が採択されたが、その修正議定書の中で不法移民の取引と人身売買に関する規定が設けられていることは特筆すべきであろう。アムステルダム条約により枠組決定という方策をとることが可能となったので、委員会は枠組決定によってこの問題についての立法の欠点を補足しようとして、2000 年 12 月 21 日に人身売買対策に関する枠組決定案が提案された。その後、2002 年 7 月 19 日にこの枠組決定が採択され、構成国には 2004 年 8 月 1 日までに枠組決定に従って必要な措置をとることが求められている。

1 条は労働搾取目的及び性的虐待目的での人身売買に関連する犯罪を定める。最低限、強制されまたは義務づけられた労働若しくは役務の提供の目的で、あるいは、奴隷または奴隷に若しくは隷属に類似した扱いという形態を含む労働搾取または役務提供の目的で、人の募集、運搬、異動、人の収容、事後的受け入れ、実施される監督権の移譲が、処罰されるために、構成国は必要な措置をとる。但し、これらの行為が処

罰されるためには、強制、暴力、脅迫または誘拐を用いること、不正行為または欺罔行為を用いること、権限の濫用または圧力の影響若しくは行為があること、その他の形態の圧力行使があること、が必要である（1項）。また、1項所定の手段を用いたときは、人身売買の被害者の同意があっても、犯罪の成立を阻却しない（2項）。1項所定の行為が児童に関連するときは、1項所定の手段がまったく用いられなかったとしても、人身売買として処罰される（3項）。本枠組決定では、「児童」とは18歳未満のものをいう。

2条は、1条所定の行為の教唆犯、幫助犯、未遂犯を処罰するために構成国は必要な措置をとることを定める。

3条は罰則を定める。構成国には、1条及び2条所定の犯罪に対して、効果的で、均衡のとれた、抑止力のある刑事制裁を科すために必要な措置をとることが求められる（1項）。自由刑の上限は以下の場合8年を下回することはできない。(a)故意行為または重大な過失行為によって被害者の生命を危険に陥れたとき。(b)犯罪が特に傷つきやすい被害者に対して実行されたとき。被害者が内国法に定める性的成人年齢に達していないとき及び他人を売春させまたはポルノを含む他の形態で性的に虐待する目的で犯罪が実行されたときは、被害者は特に傷つきやすいとみなされる。(c)犯罪が著しい暴力を用いて実行されたまたは被害者に特に著しい損害を与えたとき。(d)前記共同行動にいう組織犯罪の一環として行なわれたとき。

4条は法人の刑事責任を定める。5条は法人に対する制裁を定める。6条は管轄と訴追を定める。7条は被害者の保護及び援助について定める。各構成国は、本枠組決定が規定する犯罪の被害者に対して、司法手続における適切な保護と法的地位を保証する。特に、構成国は捜査と司法手続が被害者に対して二次的な被害を与えないことを監視する。8条は場所的適用範囲（ジブラルタルにも適用される）、9条は前記共同行動の適用、10条は運用、11条は施行について定める。

### c 児童の性的虐待・児童ポルノ

児童の性的虐待及び児童ポルノ対策に関する枠組決定提案については、2000年12月から理事会に提出されその後審議されてきたが、2002年10月14日、ヨーロッパ連合司法大臣会議で政治的決着が図られた。特に、最近のインターネット社会における児童を対象とした性犯罪の氾濫に対して有効な対策を講じることが重要な課題になっていた。枠組決定提案が決着するまでに時間がかかった背景には、構成国間においてこの問題に関する処罰規定がかなり異なっていたということもある。枠組決定以前に、この問題についてはインターネットにおける児童ポルノ対策に関する2000年5月29日の理事会決定がある。

枠組決定においては、1条で児童と児童ポルノについて定義している。「児童」とは、

18 歳未満の者をいう。児童の定義については、国連の児童の権利条約 1 条の定義を踏襲している。この定義は、ヨーロッパ評議会のサイバー犯罪に関する条約における「少年」の定義よりも拡大されている。また、枠組決定では成人の年齢は各構成国の国内法によって定義されることを認めており、被害者が成人年齢に達している場合には、免責を認める可能性を構成国に委ねている。「児童ポルノ」とは、「可視的方法で明らかに性的な行動に勤しむ児童を表現するわいせつ物」をいう。「可視的方法での表現」とは、映画、ビデオ、コンピュータディスクに保存された資料、その資料を可視的なイメージとして変換できる機械的な方法で保存された資料を含んだものとして理解される。「明らかに性的な行動」とは、フェラチオ及びアナルセックスを含む性行為、猥褻、自慰行為、サド・マゾ行為、未成年の生殖器または恥骨部分を官能的に露出させることである。児童ポルノの定義について議論となったのは、実在する児童が使われたわいせつ画像に限るのか、それとも実在しない児童を実在するかのよう加工したわいせつ画像をも含むのかという問題であった。これは、枠組決定の目的が、児童を性的虐待から保護することにあるのか、それとも児童が一般的に性的対象となることを妨げることにあるのか、という問題と関係する。枠組決定が最小限の合意を目指すことにあるとするなら、虐待を受けた児童を保護することに重点が置かれるが、より広い範囲で児童を保護するとすれば児童が性的対象となることを妨げることが重要となる。最終的には、現実の虐待から児童を保護するだけでなく、同種の行為が行なわれることを予防することも枠組決定の対象とされることになった。「情報システム」とは、独立した装置または連結若しくは類似した装置で、プログラム及びデータの自動処理の執行を保障しまたはその一つ若しくは複数の要素がそれを保障するものである。「法人」とは、国または公権力若しくは国際機関の特権を行使する場合のその他の公的存在を除く、適用される国内法の基づき法人の身分をもつ存在である。

処罰の対象となる行為は、「性的虐待と関連する行為（2条）」と「児童ポルノと関連する行為（3条）」である。「性的虐待と関連する行為」として三種類の行為が予定される。①児童に一定の行為（売春またはポルノ興行）を強要すること（2条 a）、②一定の行為（売春またはポルノ興業）のために児童を募集すること（2条 b）、③強要、強制または脅迫を用いて、金銭またはその他の報酬を提供することによって、児童に対する信頼ある地位、権限または影響を濫用することによって、児童を性的活動に専念させるように仕向ける行為（2条 c）である（58）。各構成国は①及び②の行為が処罰されるために必要な措置をとらなければならない。「児童ポルノと関連する行為」については、前記 2000 年 5 月 29 日の理事会決定とヨーロッパ評議会のサイバー犯罪条約の影響を大きく受けているといわれている。児童ポルノと関連する行為とは、①児童ポルノの製作（1項(a)）、②児童ポルノの販売、配給、配信（1項(b)）、③児童ポルノを提供しまたは自由に処分することができるようにする行為（1項(c)）、④児童ポ

ルノの取得または所持（1項(d)），であり，各構成国は，情報システムの関与のあるなしにかかわらず，①乃至④の行為が処罰されるために必要な措置をとらなければならない（1項）。また，本枠組決定においてその他の与えられた定義とは別に，1項所定の行為が，明らかに性的な行動に専念している児童を可視的に表現するポルノの素材に訴えたときには，児童を演じた者がその上演時点で18歳以上であったことが証明されなければ，処罰の対象となるために各構成国は必要な措置をとらなければならない（2項）。4条では，2条及び3条所定の行為の共犯，2条及び3条1項(a)乃至(c)所定の行為の未遂，を処罰するために各構成国は必要な措置をとらなければならない，と定める。

5条は罰則及び加重事由を定める。

6条は法人の刑事責任を定める。犯罪が，個人としてまたは当該法人の機関の一員として行動する者及び法人の代表権をもつ者，法人の名義で決定する権限をもつ者，法人内部で監督権限をもつ者によって，法人のために犯されたときには，2条乃至4条で定められた犯罪に対して，各構成国は法人に責任を帰するために必要な措置をとる（1項）。3項で定められる場合を除いて，管理または監督が欠如していたために，2条乃至4条に定められた犯罪が，担当者または部下によって，法人のために実現されるときには，各構成国は法人に責任を帰するために必要な措置をとる（2項）。1項及び2項に基づく法人の責任は，2条乃至4条所定の罪の正犯，教唆犯，幫助犯である自然人の刑事責任を排斥するものではない。

7条は法人に対する制裁を定める。6条に従って有罪と宣告された法人に対して，罰金または刑罰以外の制裁金及びその他の制裁を含む効果的均衡のとれた抑止力のある制裁を科しうるために必要な措置をとることが各構成国には求められる。その他の制裁としては，①優遇措置または公的補助の停止処分，②商業活動の一時的または決定的な停止処分，③司法監視，④法人の解散，⑤犯罪の実行に利用された施設の一時的または決定的な閉鎖，が挙げられる。

8条は管轄及び訴追を定める。

9条は被害者について定める。各構成国は，本枠組決定が規定する犯罪の被害者に対して，司法手続における適切な保護と法的地位を保証する。特に，構成国は捜査と司法手続が被害者に対して二次的な被害を与えないことを監視する。

10条は構成国間の協力を定める。適用されるうる条約，協約または多国間若しくは二国間協定に従って，各構成国は，本枠組決定において規定された犯罪に対して提起された司法手続の範囲内であらゆる可能な措置を協力し合う（1項）。複数の構成国において本枠組み決定の対象となる犯罪を認定するために管轄権が抵触するときには，構成国は，行為を調整し，効果的な訴追を開始するために，関係する構成国は協議する。また，うまくいけば，構成国は関係する司法官の交流及びヨーロッパ司法ネッ

トワークのように既に存在する協力機構を利用する（2項）。データ保護に適用される規定に従って、2条乃至4条所定の犯罪に関連する情報交換のために、各構成国は実務的連絡員を創設しまたは存在する協力機構を利用する。特に、各構成国は、ユーロポールが、その権限の範囲内において、インターネット上での児童ポルノ対策に関する理事会決定に従ってリストが公表された連絡員と協力し合うことを監視する（3項）。各構成国は、児童の性的虐待及び児童ポルノに関連する情報交換の目的で任命された連絡員のリストを理事会事務局及び委員会に知らせる。事務局はその他の構成国に連絡員を通知する（4項）。

## （2）テロ犯罪

テロ犯罪に関する構成国間の立法の調和は、テロ対策に関する2002年6月13日の理事会枠組決定によって実現される。テロ行為は民主主義に対する最大の脅威であり、いかなる方法によってもそれを正当化することはできない。ヨーロッパ連合は、ヨーロッパ域内の市民に対して自由で、安全で、公正な領域を実現することを明白に表明しており、そのためにもテロ対策をヨーロッパ域内において進める必要がある。その目的の実現のためには、構成国はテロ対策として効果的な立法措置をとる必要がある。テロに対する国際的な協力を強化する対策を採ることが求められる。この枠組決定は、ヨーロッパ内に限らず国際的な視点からテロ行為への対策を目的として立案されたということができよう。

テロ行為に対して、各構成国の内国刑法の対応は異なっている。テロ犯罪を特別には定めず刑法典に規定される一般的な犯罪として処罰する国とテロ犯罪を特別に規定して対応している6カ国に分かれる。テロ犯罪を特別に規定している構成国は6カ国に過ぎないことから、構成国のテロ犯罪に関する立法の調和は明らかに必要であるといえるであろう。構成国には2002年12月31日までにこの枠組決定を国内法に移すことが義務づけられている。

枠組決定では、テロ犯罪の定義とテロ行為への関与もテロ犯罪として処罰の対象としていることが注目される。以下、枠組決定の規定を順次検討していく。

1条（1項）は、テロ犯罪と基本的権利及び原則を定義する。各構成国は、国内法によって、その性格または状況から、行為者が、①著しく民衆を威迫する目的、②公権力または国際機関に何らかの行為を遂行しまたは遂行しないように不正に強要する目的、③一国または国際機関の政治的、憲法的、経済的若しくは社会的基本的体制を著しく不安定にさせ若しくは破壊する目的をもって、対象とされた故意行為を実行したときには、国家または国際機関に重大な侵害を加えることのできる犯罪と定義されるような(a)から(i)で対象とされた故意行為がテロ犯罪と看做されるために必要な措置をとる。(a)死を惹起させうる人の生命に対する侵害、(b)人の身体の完全性に対する著

しい侵害、(c)略取または誘拐、(d)政府の施設若しくは公的施設、交通機関、情報システムを含んだ施設、大陸棚に設置された固定されたプラットフォーム、人の生命を危険に陥れまたは相当の経済的損失を引き起こす可能性のある公的場所または私的所有物に対して大量破壊を惹起させる行為、(e)航空機若しくは船舶またはその他の集団若しくは商品の輸送手段の乗っ取り、(f)武器、爆発物、核・生物・科学兵器の製造、所持、取得、輸送若しくは提供または使用、生物・化学兵器については、研究または開発、(g)生命に危険を及ぼす効果を与える目的で、危険な物質の放出または放火、洪水または爆発の惹起、(h)生命に危険を与える目的で、水、元気またはその他の基本的な天然資源の供給を妨害または中断させること、(i)(a)から(h)に挙げられた行為を実現するように脅迫すること。なお、この枠組決定は、連合条約6条で定められたような基本的人権及び基本的な法的原則を遵守する義務を変更させるような効果は及ぼさない（2項）。

テロ犯罪として、①から③の目的いわゆるテロ目的で、(a)から(h)に列挙される行為を行なうことが処罰の対象となる。テロ目的があるか否かによって、通常の犯罪と区別される。ここに列挙された犯罪はいわゆる古典的な犯罪だけではなく、科学物質や核物質を用いた犯罪や、情報犯罪なども含んでいる。また、(g)及び(h)に規定される犯罪については、結果の発生が構成要件要素とされている。さらに、列挙された行為を実現するように脅迫する行為も処罰の対象とされる。1条2項は、組合活動や反世界主義運動が1条でテロ行為として処罰されないようにするために設けられた規定である。

2条はテロ集団に関する犯罪を定める。「テロ集団」とは、2人以上の者によって設立された組織的な集団でテロ犯罪を実行する目的で準備された方法で行動するものをいう。「組織化された集団」とは、犯罪を直接的に実行するために偶然に構成された集団ではなく、構成員に対して形式的に定められた役割や練り上げられた組織または構造において継続性をもつ必然性もない（1項）。各構成国は次の故意行為を処罰するために必要な措置をとる。(a)テロ集団の指揮、(b)関与することがテロ集団の犯罪活動に貢献することを知りながら、情報または物質的手段の提供またはあらゆる方法での活動への財政的支援を含む、テロ集団の活動への関与（2項）。

「組織化された集団」の定義については、国連条約の定義に準拠している。2項(b)では、テロ犯罪に貢献するという認識をもってテロ集団の活動に関与する行為を処罰の対象としている。この規定は実務的に意義があるとされるのは、テロ行為が実行されず実行が企てられることがなくても、関与行為を独立して処罰することができるからである。従来の共犯理論では、正犯の実行行為が存在しない場合には共犯を処罰することができないとされていたからである。従来の基本理論よりもテロ対策を重視した結果であろう。

3条はテロ活動と関連する犯罪を定める。各構成国は、次の行為をテロ活動と関連する犯罪と看做すために必要な措置をとる。1条1項に列挙された行為の一つを実現するために犯された(a)加重窃盗、(b)恐喝、(c)1条1項(a)乃至(h)及び2条2項(b)に列挙された行為の一つを実現するための虚偽公文書作成。

4条は教唆、幫助、未遂を定める。各構成国は、1条1項、2条及び3条で対象とされた犯罪の実行を教唆する行為または幫助する行為を処罰するために必要な措置をとる(1項)。各構成国は、1条1項及び3条(1条1項(f)で対象とされた物の所持及び1条1項(i)で対象とされた犯罪を除く)で定められた犯罪の実行を試みる行為を処罰するために必要な措置をとる(2項)。

5条は罰則を定める。各構成国は、1条乃至4条で対象とされた犯罪が、効果的で均衡のとれた決定的な、犯人の引渡しが可能となる刑事制裁を科すために必要な措置をとる(1項)。各構成国は、1条1項及び4条で定められたテロ犯罪は、それがテロ犯罪と関係する限りにおいて、1条1項で要求された目的がない場合、法定刑が国内法で科せられる上限である場合を除いて、当該犯罪に対して国内法で定められた自由刑よりより厳しい自由刑を科せられるために必要な措置をとる(2項)。各構成国は、2条で定められた犯罪が、2条2項a)で定められた犯罪に対しては上限が15年以上の、2条2項(b)で定められた犯罪に対しては上限が8年以上の自由刑を科すために必要な措置をとる。2条2項(a)で定められた犯罪が1条1項(i)で定められた行為のみに関与する限りでは、法定刑の上限は8年以上でなければならない(3項)。

6条は特別な事情を定める。各構成国は、犯罪の行為者が次の行為をしたときには、5条で定められた刑罰が軽減されるために必要な措置をとる。(a)テロ行為を放棄したとき、(b)行政及び司法機関にその他の手段では獲得できないような情報を提供し、(1)犯罪の結果を予防しまたは制限したとき、(2)その他の犯罪行為者を確認し告訴したとき、(3)証拠を発見したとき、(4)1条乃至4条に定められたその他の犯罪が実行されることを阻止したとき。

7条は法人の刑事責任を定める。犯罪が、個人としてまたは当該法人の機関の一員として行動する者及び法人の代表権をもつ者、法人の名義で決定する権限をもつ者、法人内部で監督権限をもつ者によって、法人のために犯されたときには、1条乃至4条で定められた犯罪に対して、各構成国は法人に責任を帰するために必要な措置をとる(1項)。1項で定められる場合を除いて、1項で対象とされた人の管理または監督が欠如していたために、1条乃至4条に定められた犯罪が、担当者または部下によって、法人のために実現されるときには、各構成国は法人に責任を帰するために必要な措置をとる(2項)。1項及び2項に基づく法人の責任は、1条乃至4条所定の罪の正犯、教唆犯、幫助犯である自然人の刑事責任を排斥するものではない。

8条は法人に対する制裁を定める。各構成国は、7条に基づき有罪を宣告された法

人が、罰金若しくはその他の制裁金または場合によってはその他の制裁を含む、効果的で均衡のとれた抑止力のある制裁を科すために必要な措置をとる。その他の制裁として、(a)優遇措置または公的補助の停止処分、(b)商業活動の一時的または決定的な停止処分、(c)司法監視、(d)法人の解散、(e)犯罪の実行に利用された施設の一時的または決定的な閉鎖、が挙げられている。

9条は管轄と訴追について定める。各構成国は、以下の場合には、1条乃至4条に定められた犯罪に対して管轄権を確立するために必要な措置をとる（1項）。(a)犯罪の一部または全部がその領域で実行されたとき（各構成国は犯罪がある構成国の領域で実行された場合、管轄権を拡大することができる）、(b)犯罪が各構成国の船舶または航空機内で実行されたとき、(c)犯罪の行為者が各構成国の国民または居住者であるとき、(d)領域内で設立された法人のために犯罪が実行された場合、(e)構成国の機関若しくは国民に対して、または、ヨーロッパ連合の機関またはヨーロッパ共同体設立条約若しくはヨーロッパ連合設立条約に基づいて創設された機関に対して、その所在地が該当する構成国にあれば、犯罪が実行されたとき。2項は管轄権が競合する場合について定める。管轄権が同一の行為について競合する場合については、関係する構成国間で協力して一国を定め訴追権を付与する。その際には、犯罪地、行為者が属する構成国、被害者の属する構成国、行為者の発見地等の要件を考慮する。3項は、その他の構成国または第三国に向けて被疑者若しくは受刑者を引渡しまたは送還することを拒否した場合、1条乃至4条に定められた罪に関する管轄権を確保するために構成国は必要な措置をとることを定める。4項は、テロ集団が、その本拠地を置きまたは犯罪活動を行なっている場所がどこであろうと、領域内において2条及び4条の罪の全部または一部が実行された場合に管轄権を確保することを監視する（4項）。本条は、国内法に従って構成国によって設定された刑事管轄権の行使を妨げない（5項）。

10条は被害者に対する保護及び援助を定める。本枠組決定によって対象とされる犯罪に関する捜査または訴追は、少なくとも行為が構成国の領域内で実行されるときには、犯罪の被害者が提出した告発または告訴に支配されるものではないことを、各構成国は保障する（1項）。2001年3月15日の枠組決定に定められた措置の他に、各構成国は、必要であれば、被害者の家族に相当な援助を保障するために可能なあらゆる措置をとる（2項）。

### 3 薬物犯罪

薬物犯罪については、既に、国際的レベルでも、ヨーロッパレベルでも、国内法においても処罰規定が設けられている。国際的なレベルでは、国連の麻薬条約（1961年）、麻薬条約修正議定書（1972年）、向精神薬に関する条約（1971年）、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（新麻薬条約1988年）等で対策が講じ

られてきた。新麻薬条約は、取引によって生じた資金の洗浄行為や隠匿行為を処罰することによって、麻薬取引の概念を拡大し、再犯や密輸組織への参加を刑の加重事由として規定している。ヨーロッパレベルでは、シェンゲン実施協定71条で薬物の不正取引対策が初めて講じられ、関係国は麻薬向精神薬の不正取引を処罰するために必要な措置をとることが求められた。1996年12月17日共同行動において、麻薬取引に関する各構成国の立法の調和の問題提起がなされ、1条で、ヨーロッパ連合において薬物の不正取引の予防及び対策に必要な限り構成国間において両立可能な立法措置をとることが求められた。また、4条では、刑事制裁について、薬物取引に関する重大犯罪に適用される制裁は比較されうる犯罪に対して科されうる最も厳しい刑罰を科すことのできる措置をとることが求められる。さらに、1996年12月20日理事会決議では、薬物の不正取引に対するヨーロッパ連合の対策方針を効果的に調整し改善するために、特に、薬物の不正取引の刑事法分野における協力を改善するために、各構成国はこれらの犯罪に対して、国内法によって、同等の犯罪に対して予定される最も厳しい自由刑を科すことのできるように、刑事立法を監視することが宣言された。

現在、ヨーロッパ連合の薬物犯罪に対する政策は、2000-2004年薬物対策に関する行動計画によって決定され、この共同計画に基づき、委員会は薬物取引についての犯罪構成要素と刑罰を定めるように求められた。この要請に従い、委員会は、2001年5月23日、理事会に対して、薬物取引について犯罪構成要素と刑罰に関する最低限の規定を設定するための枠組決定提案を提出した。したがって、この枠組決定に基づき立法の調和が図られることになる。以下、枠組決定の内容について、検討していく。

1条（定義規定）・「薬物の取引」とは、許可なく薬物を販売及び商業化する行為、営利目的で薬物を栽培、生産、製造、輸入、輸出、頒布、提供、運搬、輸送する行為、または、営利目的で譲渡するために薬物を受領、獲得、所持する行為をいう（1項）。「薬物」とは、国連条約（1961年麻薬条約、1972年修正議定書、1971年向精神薬条約、1988年新麻薬条約）で対象とされた物質及び新たな薬物の情報交換、危険の評価、規制に関する、ヨーロッパ連合条約K3条に基づく1997年6月16日の共同行動及び国内法規定において規制対象となる物質をいう。「法人」とは、国または公権力及び国際機関の特権を執行するその他の公的存在を除く、適用されうる国内法に従いこの身分をもつあらゆる存在をいう（3項）。

2条（薬物取引）・各構成国は薬物の取引を犯罪とするために必要な措置をとる。

3条（共犯及び未遂）・各構成国は2条で定められた犯罪を実行するよう教唆及び幫助し、または、犯罪の実行を試みる行為を処罰するために必要な処置をとる。

4条（罰則）・各構成国は2条及び3条で定められた罪に対して、最も重い場合には上限が5年を下回ることができない自由刑を含む、効果的で均衡のとれた抑止力をもつ刑事制裁を科すことができるようにするために必要な措置をとる（1項）。各構成

国は、薬物取引の対象となった物、取引に利用された道具及び財産、前記取引から直接的にまたは間接的に生じた収益及び利益の没収を確実にするために必要な措置をとる（2項）。各構成国は自由刑を補充または代替するための罰金を科すことができるようにしなければならない（3項）。

5条は加重事由を定める（詳細については末道康之・後掲「ヨーロッパ刑事法の現状(1)」103頁参照）。

6条は軽減事由を定める。国内法で定められる軽減事由とは別に、犯罪行為者が、捜査または証拠収集のために権限機関に共犯者の身元確認に関して有益な情報を提供し、または、取引ルートの特定に貢献したときには、4条で定められた制裁が減輕されるために必要な措置を各構成国はとらなければならない。

7条は法人の刑事責任を定める。8条は法人に対する制裁を定める。9条は管轄と訴追を定める。

10条は構成国間の協力を定める。条約、多国間若しくは二国間協定またはその他の適用される合意に従って、各構成国は2条及び3条所定の犯罪に関連する手続において可能な限り広く相互に協力し合う（1項）。複数の構成国で2条及び3条所定の犯罪の認定に関して管轄権が抵触するときには、構成国は訴訟を調整し、場合によっては、訴追を開始するために、相互に協議する（2項）。

11条は運用、12条は枠組決定の施行を定める。

### III 刑事手続法の動向

この報告では、刑事実体法に関する問題の検討を中心としたため、刑事手続法については今後の課題として、基本的な問題についてごく簡単に言及するにとどめる。

#### 1 コルプス・ユリス手続法規定（第2案）

コルプス・ユリスでは、刑事訴訟法については18条から35条までの規定が設けられている。18条・ヨーロッパ検察官の身分と構成、19条・捜査の端緒と訴追、21条・捜査の終結、22条・公訴の提起と消滅、23条・裁判の執行におけるヨーロッパ検察官の役割、24条・ヨーロッパ検察官の土地管轄他、25条・捜査段階の定義と期間、25条の2・自由保障判事、25条の3・ヨーロッパ逮捕状、25条の4・強制処分、26条・第一審判決、27条・内国裁判所への上訴、28条・ヨーロッパ司法裁判所への上訴、29条・被疑者の権利、30条・削除、31条・挙証責任、32条・証拠、33条・違法収集証拠の排除、34条・審理の公開と捜査の秘密、35条・内国法の補完的適用、である。

また、ヨーロッパ検察官創設に関する白書においては、①ヨーロッパ検察官の必要性、②ヨーロッパ検察官の法的地位と内部組織、③刑事実体法・手続法との関係、な

どが検討されている。

## 2 刑事手続法の調和

### A 相互承認の原則

進展する国境を越えた組織犯罪に対応する場合に、訴追機関は国の管轄権の問題を無視することはできず、訴追の阻害となることが多かった。これを解決する手段として、刑事訴訟法の調和を図るか、相互承認を認めるか、のいずれかが考えられるが、刑事訴訟法の調和には構成国の抵抗も予想されるので、相互承認という手段を用いることが妥当であると考えられている。相互承認の原則はヨーロッパ評議会において従来用いられてきたが、ヨーロッパ連合条約にも取り入れられることになった。ヨーロッパ連合においては、相互承認とは、ある構成国において適正な手続きに従って権限機関によって出された法的決定は、連合の領域内において完全でかつ直接の効果を及ぼすことをいう。従って、その他の構成国の権限機関は、その構成国の権限機関によってとられた決定として、その決定を競合して行なうことになる。

### B 関連する枠組決定

相互承認と関連する枠組決定としては、ヨーロッパ逮捕状に関する 2002 年 6 月 13 日の枠組決定、刑事手続における被害者の地位に関する枠組決定、などが挙げられる。

### C ヨーロッパ共通の警察・捜査・司法機関

ヨーロッパ連合では、刑事司法の協力は着々と進んでおり、ユーロポール、ユーロジャスト、司法ネットワークなどの整備が進められている。

ユーロポールは 1998 年 10 月 1 日に設立された。これまでは、構成国の警察機構から提供された情報管理を主たる任務をしてきたが、ヨーロッパ逮捕状に関する枠組決定が採択され、今後は捜査権限についても拡大され、独自の捜査権をもつヨーロッパ機関となることが予定されている。ユーロポールの目的は、「各国法執行機関の処理能力向上、及びテロリズム、非合法薬物取引その他の重大国際犯罪の予防及び撲滅に向けての警察協力」である。ユーロポールが委任を受けている犯罪としては、非合法薬物取引、原子力物質の違法取引、不法移民、人身売買及び児童ポルノグラフィ、車両移送犯罪、通貨偽造、テロリズム、以上の犯罪類型にかかわる資金洗浄犯罪である。

ユーロジャストは、2002 年 2 月 28 日の理事会決定によって創設された機関で、ヨーロッパにおける国家の枠を超えた組織的犯罪対策を強化するために、捜査及び訴追について構成国の権限機関との間で調整と協力を促進し改善する責任を負う。各構成国から独立した検察官、司法官、同様な権限をもつ司法警察職員から構成される（各構成国から 1 名の代表者で構成）。その任務は、ユーロポールが管轄する犯罪と同じ犯

罪と、コンピュータ犯罪や詐欺・不正行為、贈収賄にも及ぶ。

ヨーロッパ司法ネットワークは、各内外国の法律実務家に対し司法共助に関する法的及び実務的情報を提供する組織である。

刑事司法に関する協力、関連機関については、ヨーロッパ憲法条約においても詳細に規定されている。

#### IV 今後の展望

2004年6月18日に採択されたヨーロッパ憲法条約では、第4章「自由で、安全で、公正な領域」として、第1節・一般規定（Ⅲ-158条乃至Ⅲ-165条）、第2節・国境、亡命及び移民の統制に関する政策（Ⅲ-166条乃至Ⅲ-169条）、第3節・民事事件に関する司法協力（Ⅲ-170）、第4節・刑事事件に関する司法協力（Ⅲ-171条乃至Ⅲ-175条）、警察協力（Ⅲ-176条乃至Ⅲ-178条）を定めている。

連合条約においても規定された内容が改めて憲法条約においても明示的に規定されたことになる。

##### 【刑事事件に関する司法協力】

刑事事件に関する司法協力は判決及び決定の相互承認の原則と一定の分野における構成国の法律及び命令の接近に基づいて行なわれる。また、ヨーロッパ法律または枠組法律は、①判決及び命令の相互承認を保障するための規則及び手続を定める、②構成国間の管轄の抵触を予防し及び解決する、③司法官及び法律家の教育・育成を促進する、④刑事訴追及び裁判の執行において構成国の司法当局及びそれに相当する機関に相互協力を容易にする、ための措置を定める（Ⅲ-171条1項）。また、判決及び決定の相互承認並びに国境を越えた刑事事件に関する警察及び司法協力を容易にするために、ヨーロッパ枠組法律は以下の事項に関する最低限の規則を定める。①構成国間における証拠の相互認定。②刑事手続における人権。③犯罪被害者の権利。④閣僚会議がヨーロッパ決定によって事前に特定した以外の刑事手続に特有の要素。ヨーロッパ議会の承認の後全会一致で規定される。最低限の規則を採択することは、各構成国が刑事手続における人権に対するより高度な保護のレベルを維持しまたは制定することを妨げない（Ⅲ-171条2項）。

ヨーロッパ枠組法律は、特に重大でその犯罪の性質等から国境を超え共通の基盤をもって対策を講じる必要がある犯罪行為の分野について、犯罪及び刑罰の定義に関して最小限の規則を定めることができる。その犯罪行為の分野とは、テロ行為、人身売買及び女性・児童の性的虐待、薬物の不正取引、武器の不正取引、資金洗浄、贈収賄、支払手段の偽造、コンピュータ犯罪、組織犯罪である。犯罪行為の進展に対応して、閣僚理事会は本条で対象とした基準を充足させるその他の犯罪行為に分野を確定させ

るヨーロッパ決定を採択することができる。ヨーロッパ議会の承認の後、全会一致で規定する（Ⅲ-172条1項）。調和という措置の対象となった分野においてヨーロッパ連合の政策を効果的に運用することを保障するために刑法規範の接近が不可欠であることが明らかになったときには、ヨーロッパ枠組法律は当該分野における犯罪と制裁の定義に関する最低限の規則を定めることができる（2項）。

ユーロジャストの役割は、二若しくは複数の構成国が関係した、または構成国の権限機関若しくはユーロポールによって実行された活動及び提供された情報を基礎として、共通の基盤に基づいた訴追が要求される重大な犯罪行為に関する訴追を担当する内国権限機関間の調整及び協力を支援し強化することである（Ⅲ-174条1項）。ヨーロッパ法律は、ユーロジャストの構成、機能、行動範囲及び任務を決定する。この任務は以下のものを含んでいる。①管轄権、特にヨーロッパ連合の財政的利益を侵害する犯罪に関して管轄権をもつ内国権限機関によって指揮される刑事訴追の指導及び調整。②管轄権の抵触の解決及びヨーロッパ司法組織との緊密な協力によることを含む司法協力の強化。ヨーロッパ法律は、同様に、ユーロジャストの活動評価のためのヨーロッパ議会及び構成国内国議会の協議体の運用方式を定める（2項）。本条に定める訴追に範囲において、Ⅲ-175条を害することなく、司法手続の正式行為は管轄権をもつ内国担当者によって遂行される（3項）。

国境を越える側面をもつ重大な犯罪行為やヨーロッパ連合の利益を侵害する犯罪を撲滅するためには、閣僚理事会のヨーロッパ法律はユーロジャストに基づきヨーロッパ検察官を創設することができる。閣僚理事会は、ヨーロッパ議会の承認の後、全会一致で定める（Ⅲ-175条1項）。ヨーロッパ検察官は、場合によってはユーロポールと連携して、複数の構成国を侵害する重大な犯罪及び1項所定のヨーロッパ法律で定められたようなヨーロッパ連合の財政的利益を侵害する犯罪の正犯及び共犯を捜索し、訴追し、裁判所へ送致する権限をもつ（2項）。1項所定のヨーロッパ法律はヨーロッパ検察官の地位、職務執行の条件、活動に適用される手続規則及び証拠としての許容性を定める規則、並びに職務執行において決定する手続行為の法的規制に適用される規則を定める（3項）。

#### 【警察協力】

連合は、警察、税関及び犯罪の予防と探索または犯罪の捜査の分野において特定されたその他の強制力をもつ機関を含み、各構成国の権限機関と連合して警察協力を進める（Ⅲ-176条1項）。このために、ヨーロッパ法律または枠組法律は次の事項に関係する対策を定める。①関連する情報の収集、保管、処理、分析、交換。②人材育成支援と人材交流、施設及び犯罪科学研究に関する協力への支援。③重大な組織犯罪の形態の探索に関する捜査の共通手段（2項）。閣僚理事会のヨーロッパ法律または枠組法律は本条所定の諸権限機関間の作業協力に関連する対策を定めることができる。

閣僚理事会は、ヨーロッパ議会と協議の後、全会一致で制定する（3項）。

ユーロポールの使命は、構成国の警察機関及びその他の強制権限をもつ機関の活動と二または複数の構成国を侵害する重大な犯罪、テロ犯罪及び連合の政策を対象とする共通の利益を侵害する犯罪形態の予防と撲滅における相互協力を支援し強化することである（Ⅲ-177条1項）。ヨーロッパ法律は、ユーロポールの活動と任務の分野における構造と機能を定める。その任務とは以下のものを含む。①特に構成国の権限機関または第三国等の権限機関から伝達された情報の収集、保管、処理、分析、交換。②構成国の権限機関と共同で、または共同捜査チームの中で、場合によってはユーロジャストと連携して、実行される捜査及び取締活動の調整、組織及び実現。ヨーロッパ法律は、同様に、構成国の内国議会と連合したヨーロッパ議会によってユーロポールの活動の監督方式を定める（2項）。ユーロポールの取締活動は、その領域が関係する構成国の権限機関と連携し同意に基づき行なわれる。強制処分は内国権限機関によってのみ適用される（3項）。

閣僚理事会のヨーロッパ法律または枠組法律は、Ⅲ-171条及びⅢ-176条所定の構成国の権限機関が、その他の構成国の権限機関と連携し同意に基づきその構成国の領域において介入することができる条件と限界を定める。閣僚理事会は、ヨーロッパ議会と協議の後、全会一致で制定する（Ⅲ-178条）。

「ヨーロッパ連合は、犯罪に対する並びに人種差別及び外国人排斥に対する予防と撲滅の対策によって、警察司法当局及びその他の権限機関の間での協力を図り、刑事事件に関する法的決定の相互承認を行い、必要があれば、刑事立法の調和を図ることにより、高度な安全を保障するため働きかける。」ことが、憲法条約においても規定されていることから（Ⅲ-158条3項）、今後は相互承認と、立法の調和を中心として刑事司法の統合が進められていくことになる。手続法の統合を図ることには、独自性にこだわる構成国の抵抗が大きく、相互承認という手段を用いるほうが、各国の権限に抵触することも少なく合理的であると判断されたためであろう。

また、刑事実体法の調和についても、どの範囲で進めるのかということは問題となる。この範囲が拡大されれば、実質的には統一刑法典に向けて動き出すことにもなるが、それほど容易なこととは考えられない。25カ国に拡大されたヨーロッパ連合において、今後の刑事法の動向については、注視する必要があるだろう。

【後記】この報告は、私が南山法学において発表した論文を基にまとめたものである。報告の原稿をそのままの形で掲載しているため、注をつけてはいない。参考文献等の詳細については、末道康之「ヨーロッパ刑事法の現状—刑事実体法の調和の動向(1)(2)・完」南山法学 28 卷 1 号 73 頁、2 号 23 頁 (2004 年)、「ヨーロッパ刑事法の動向—フラ

ンス法から見たコルプス・ユリス(1)(2)・完」南山法学 27 卷 1 号 67 頁, 2 号 27 頁 (2003)  
を参照してもらいたい。